

セーフティネット保証 4号及び災害関係保証の概要

○セーフティネット保証 4号

自然災害等の突発的事由（噴火、地震、台風等）により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証（100%保証）を行う制度。

○災害関係保証

「激甚災害法」による被災区域内に事業所を有し、かつ、当該事業所又は主要な事業用資産について激甚災害の被害を受けた中小企業者に対して、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証（100%保証）を行う制度。

	セーフティネット保証 4号	災害関係保証
対象資金	経営安定資金	事業再建資金
対象事由	災害に起因した売上減少等	災害による直接被害 ・事業所、工場の倒壊 ・機械設備の破損 等
要件確認	市町村が発行する認定書	罹災証明書
保証割合	100%	100%

【一般保証限度額】
普通保証 2億円以内
無担保保証 8,000万円以内

【セーフティネット保証限度額】
普通保証 2億円以内
無担保保証 8,000万円以内

【災害関係保証限度額】
普通保証 2億円以内
無担保保証 8,000万円以内

+

+